

出雲市地域防災計画

令和5年(2023)5月

出雲市

出雲市地域防災計画 目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格等	1
第3節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	2
第4節 市民及び事業者の責務	6

第2章 災害予防に関する計画

風水害予防に関する計画

第1節 風水害予防	7
第2節 急傾斜地崩壊(地すべり)災害予防	11
第3節 土石流災害予防	13

地震災害予防に関する計画

第4節 地震災害予防	15
------------	----

津波災害予防に関する計画

第5節 津波災害予防	38
------------	----

事故災害予防に関する計画

第6節 火災予防	47
第7節 雪害予防	49
第8節 流出油事故の災害予防	53
第9節 海難事故の災害予防	54
第10節 ガスその他危険物の災害予防	55
第11節 林野火災予防	56

原子力災害に関する計画

原子力災害対策編による

その他の予防に関する計画

第12節 施設、資材、器材等の整備	57
第13節 災害時における要配慮者対策	59
第14節 自主防災組織の育成	65
第15節 学校教育における防災教育	66
第16節 ボランティアとの連携・受入れ	67

第3章 災害応急対策に関する計画

第1節 組織	70
第2節 動員計画	90
第3節 通信情報計画	94
第4節 広報・広聴計画	98
第5節 避難計画	102
第6節 食料供給計画	119
第7節 生活必需物資供給計画	120
第8節 給水計画	121
第9節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急対策計画	122

第10節	医療救護計画	124
第11節	防疫及び清掃計画	125
第12節	行方不明者の捜索及び遺体の処理	126
第13節	障害物除去計画	127
第14節	輸送計画	128
第15節	文教対策計画	129
第16節	災害対策要員確保計画	130
第17節	水防計画	131
第18節	ライフライン施設等応急計画	133
第19節	災害救助法の適用	136

第4章 災害復旧・復興に関する計画

第1節	被災者の生活確保に関する計画	139
第2節	公共施設の災害復旧	143
第3節	民間施設等の災害復旧の助成	145
第4節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	146
第5節	復興に関する計画	147

防災関係機関等一覧表

(防災関係機関一覧)

区 分	名 称	防災会議 委員	電 話	F A X
指定地方行政機関	境海上保安部	○	0859-42-2531	0859-42-2533
指定地方行政機関	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所（防災情報課）	○	20-1764	21-2878
指定地方行政機関	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所出雲維持出張所	○	21-0536	22-4362
指定地方行政機関	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所平田出張所		63-2524	62-3266
指定地方行政機関	気象庁松江地方気象台	○	0852-22-3784	0852-22-3827
行 政 機 関	島根県東部県民センター出雲事務所	○	30-5508	30-5516
行 政 機 関	島根県出雲県土整備事務所	○	30-5616	24-3766
行 政 機 関	島根県東部農林水産振興センター 出雲事務所	○	30-5579	30-5589
行 政 機 関	島根県東部農林水産振興センター 水産部		0852-32-5696	0852-32-5711
行 政 機 関	島根県出雲保健所	○	21-1190	21-7428
行 政 機 関	島根県出雲空港管理事務所	○	72-0224	72-9732
行 政 機 関	島根県防災部危機管理課		0852-22-5885	0852-22-5930
行 政 機 関	島根県水防本部(島根県河川課)		0852-22-6363	0852-22-6356
行 政 機 関	島根県防災航空隊		72-7661	72-7671
行 政 機 関	島根県教育庁出雲教育事務所		30-5680	30-5686
行 政 機 関	島根県宍道湖流域下水道事務所		0852-37-0216	0852-37-0447
行 政 機 関	島根県宍道湖流域下水道事務所 (宍道湖西部浄化センター)		53-1561	53-1596
行 政 機 関	島根県出雲地区災害対策本部		30-5615	24-3766
自 衛 隊	陸上自衛隊出雲駐屯地 (第13偵察隊)	○	21-1045	21-1045
自 衛 隊	陸上自衛隊舞鶴地方隊		0733-62-2250	—
自 衛 隊	航空自衛隊第3輸送航空隊		0859-54-0211	—
警 察	出雲警察署	○	24-0110	24-0110
警 察	島根県警察本部		0852-26-0110	0852-31-4825
指定公共機関	日本郵便株式会社出雲郵便局	○	21-1100	24-3602
指定公共機関	J R西日本出雲市駅	○	—	23-2730
指定公共機関	N T T西日本島根支店	○	0852-22-8205	0852-27-0969
指定公共機関	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター	○	0120-311-950	0120-234-972
指定公共機関	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター 渡橋町事務所		21-5135	21-6162
指定公共機関	中国電力株式会社島根原子力発電所	○	0852-82-2220	0852-82-3514

区 分	名 称	防災会議 委員	電 話	F A X
指定公共機関	日本赤十字島根県支部		0852-21-4237	0852-31-2411
指定地方公共機関	出雲医師会	○	21-1131	22-8018
指定地方公共機関	公益社団法人島根県看護協会		0852-25-0330	0852-25-3157
指定地方公共機関	一畑電車株式会社	○	62-3383	62-3384
指定地方公共機関	出雲ガス株式会社	○	21-0267	21-0320
指定地方公共機関	出雲ケーブルビジョン株式会社	○	21-9811	21-9810
指定地方公共機関	ひらたCATV株式会社	○	63-5539	63-5538
指定地方公共機関	島根県トラック協会 出雲支部	○	28-0471	28-3300
指定地方公共機関	株式会社エフエム山陰		0852-27-9887	0852-27-5130
指定地方公共機関	山陰中央テレビジョン放送株式会社		0852-23-3434	0852-22-4490
指定地方公共機関	日本海テレビジョン放送株式会社		0852-26-3151	0852-27-8880
指定地方公共機関	株式会社山陰放送		0852-21-4306	0852-21-4307
指定地方公共機関	島根県LPガス協会出雲支部		24-2801	24-2808
公共団体等	島根県農業協同組合出雲地区本部	○	23-3311	21-6005
公共団体等	島根県農業協同組合斐川地区本部	○	73-9603	—
公共団体等	出雲商工会議所	○	23-2411	23-1144
公共団体等	平田商工会議所	○	63-3211	63-3346
公共団体等	出雲商工会	○	53-2558	53-2252
公共団体等	斐川町商工会	○	72-0674	—
公共団体等	漁業協同組合 JFしまね 平田支所	○	66-1106	66-9888
公共団体等	漁業協同組合 JFしまね 大社支所	○	53-3155	53-2627
公共団体等	出雲市建設業協会	○	30-0530	30-0533
公共団体等	出雲市社会福祉協議会	○	23-3781	20-7733
公共団体等	出雲市総合ボランティアセンター	○	21-5400	21-1831
公共団体等	出雲ホテル連絡協議会	○	21-1111	—
公共団体等	株式会社エフエムいずも	○	20-1111	23-0001
公共団体等	出雲市民生委員児童委員協議会		23-3781	20-7733
公共団体等	出雲地区生コンクリート協同組合		23-2319	23-0223
公共団体等	出雲管工事事業協同組合(出雲市 下水道排水設備工事指定業者組合)		24-2898	22-9360
公共団体等	出雲市建築組合		22-3004	22-3004
公共団体等	島根県薬剤師会		0852-25-0900	0852-26-5358
公共団体等	島根県立中央病院		22-5111	21-2975
公共団体等	島根大学医学部附属病院		23-2111	20-2025
公共団体等	島根県隊友会		—	—

第1章 総則

第1節 計画の目的

出雲市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、市民の生命、身体、財産の安全と保護を図るため、災害対策基本法(以下「法」という。)第5条及び第42条の規定に基づき、出雲市防災会議(以下「防災会議」という。)が作成する計画であって、本市における防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

なお、水防については、別に定める「出雲市水防計画」(以下「水防計画」という。)、除雪対策については、別に定める「出雲市除雪計画」(以下「除雪計画」という。)によるものとする。

第2節 計画の性格等

第1項 防災施策の基本方針

防災対策の基本的な考え方は、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることである。

一方で、災害の発生を防ぐことは不可能であり、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す必要がある。

このため、災害時の被害を最小限とする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。

1 防災ネットワークの構築

市民や地域、行政、防災関係機関の積極的な協調・連携と明確な役割分担のもとに、連携の強化を目的とした防災ネットワークを構築する。

2 災害に強いまちづくり

日常的な施設機能や活動の中に災害に対する備えを取り込むとともに、災害非常時における危険に対する代替性を有した安全システムの構築を図る。

3 「自助」「共助」「公助」のバランスの取れた災害体制の確立

「自らの生命、身体及び財産は自ら守る」「地域の人助け合い」「行政機関による災害支援活動」のバランスのとれた災害体制を基本に、災害に対する危機意識の醸成を図る。特に、地区災害対策本部を中心とした自主・自立的な防災組織体制の確立を推進する。

第2項 計画の概要

本計画は、市の区域の防災のうち、風水害、地震、津波、事故災害等に関する災害対策の基本計画を定めるものとする。

1 災害予防に関する計画

2 災害応急対策に関する計画

3 災害復旧・復興に関する計画

第3項 計画の修正及び熟知

防災会議は、法第42条の規定に基づき、本計画を作成し、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、所要の修正を加える。

市及び防災関係機関は、本計画を熟知するとともに、必要に応じて、実践的な教育及び訓練を実施し、災害対策への対応能力を高めるものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

出雲市、指定地方行政機関、行政機関、警察、教育、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、自衛隊及び海上保安部は、概ね次に掲げる防災事務又は業務を処理する。

第1項 出雲市

出雲市	(1)出雲市防災会議に関する事務 (2)災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の実施
-----	--

第2項 指定地方行政機関

1. 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所	(1)所管する河川等の管理及び維持修繕 (2)洪水予報、水防警報及び特別警戒水位到達情報の発表及び伝達 (3)一級河川における水質事故対策 (4)災害協定に基づく情報連絡員(リエゾン)の派遣
2. 国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所 出雲維持出張所	(1)所管する道路等の管理及び維持修繕 (2)災害時の応急措置及び災害復旧並びに交通確保
3. 気象庁 松江地方気象台	(1)気象等の観測 (2)観測資料を分析総合した予警報、情報の発表 (3)土砂災害警戒情報の発表(島根県と共同発表)
4. 境海上保安部	(1)海難救助 (2)海洋の汚染防止 (3)海上における公安警備 (4)海上災害防止に関する防災思想の普及 (5)海上における安全確保、船舶交通の規制

第3項 行政機関

1. 島根県出雲県土整備事務所	(1)防災に関する施設及び組織の整備 (2)災害による被害の調査及び報告 (3)公共土木・農業用施設の応急措置及び災害復旧 (4)水防警報及び特別警戒水位到達情報の発表及び伝達 (5)道路の除排雪及び雪害対策 (6)一級河川及び二級河川における水質事故対策
2. 島根県東部農林水産振興センター 一出雲事務所	(1)災害復旧のための農業改善等に関する科学的技術及び知識の指導
3. 島根県教育庁出雲教育事務所	(1)管内公立小中学校の被災状況(児童・生徒・教職員)等の把握・報告等
4. 島根県出雲保健所	(1)災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置 (2)災害救助法に基づく医療等

5. 島根県宍道湖流域下水道事務所	(1)宍道湖西部浄化センター施設(中継ポンプ場を含む。)及び管渠施設の応急措置及び災害復旧
6. 島根県東部農林水産振興センター 一 水産部	(1)漁業共同施設の災害に関すること (2)漁港の災害対策に関すること

第4項 警察

出雲警察署	(1)災害情報の収集 (2)避難誘導、救出及び救助 (3)交通秩序の維持及び地域安全対策 (4)行方不明者の調査 (5)死体の検視及び見分
-------	---

第5項 教育

出雲市教育委員会	(1)防災に関する知識の普及及び教育 (2)園児・児童・生徒等の安全確保及び応急文教対策
----------	---

第6項 消防

1. 出雲市消防本部・出雲消防署 本署・出雲消防署佐田分署・ 出雲西消防署本署・出雲西消 防署多伎分署・平田消防署・ 大社消防署・斐川消防署	(1)災害時の消防、救助及び救護 (2)災害発生による被害情報の収集及び報告 (3)避難の誘導 (4)消防に関する施設の整備 (5)防災に関する教育及び訓練
2. 出雲市消防団	(1)災害時の消防、救助及び救護 (2)災害発生による被害情報の収集及び報告 (3)避難の誘導

第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 日本郵便株式会社 出雲郵便局	(1)災害時における出雲市と出雲市内郵便局の協力に関する協定書に基づく協力 (2)災害時における郵便業務の確保
2. 日本赤十字社島根県支部	(1)医療、助産及びその他救助に関する業務 (2)被災者に対する救援物資の配付
3. 日本放送協会	(1)気象等予警報の放送
4. 西日本旅客鉄道株式会社米子支社	(1)鉄道による緊急輸送の確保 (2)鉄道の防災管理及び事故対策
5. 西日本電信電話株式会社島根支店	(1)緊急を要する電話通信の確保 (2)電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (3)気象等の警報等の伝達 (4)特設公衆電話の設置・利用に関する協定書に基づく協力
6. 中国電力ネットワーク株式会社	(1)電力供給の確保 (2)ダム施設等の防災管理及び応急復旧 (3)島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定書に基づく協力 (4)災害時における連絡体制および協力体制に関する協力

7. 出雲医師会	(1)災害時における医療救護活動
8. 公益社団法人島根県看護協会	(1)災害時における医療救護活動
9. 一畑電車株式会社	(1)鉄道による緊急輸送の確保 (2)鉄道の防災管理及び事故対策
10. 出雲ガス株式会社	(1)緊急時の都市ガス供給 (2)ガス施設等の防災管理及び事故対策
11. 島根県エルピーガス協会出雲支部	(1)LPガス施設の防災管理 (2)「災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書」に基づく避難所運営への協力
12. 出雲ケーブルビジョン株式会社	(1)「災害情報放送の実施に関する協定書」に基づく協力
13. ひらたCATV株式会社	(1)「災害情報放送の実施に関する協定書」に基づく協力
14. 株式会社山陰放送・山陰中央テレビジョン放送株式会社・日本海テレビジョン放送株式会社・株式会社エフエム山陰	(1)気象等予警報の放送

第8項 公共的団体等

1. 出雲市議会	(1)出雲市議会災害対策会議に関する事務 (2)市の防災活動が円滑に行われるための指導、助言、情報提供等
2. JALしまね出雲地区本部 JALしまね斐川地区本部	(1)緊急物資の調達 (2)被災農業者に対する融資及び融資のあっせん (3)農業用施設等の災害応急対策の指導
3. 出雲商工会議所・平田商工会議所・出雲商工会・斐川町商工会	(1)援助用物資、復旧用資材等の確保に対する協力 (2)被災商工業者に対する融資及び融資のあっせん
4. 漁業協同組合JFしまね平田支所・大社支所	(1)油流出事故対策に対する協力 (2)援助用物資等の輸送に対する協力
5. 島根県トラック協会 出雲支部	(1)緊急輸送等に対する協力
6. 出雲市建設業協会	(1)「風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書」に基づく協力
7. 島根県電気工事工業組合出雲支部	(1)「災害等発生時における電気設備等の復旧に関する協定書」に基づく協力
8. 出雲市測量設計業協会(出雲会)	(1)「災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書」に基づく協力
9. 出雲地区生コンクリート協同組合	(1)「災害時における消防水等の供給支援に関する協定書」に基づく協力
10. 島根県石油協同組合出雲支部・平田支部	(1)「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」に基づく災害時の石油類燃料の供給及び運搬
11. 出雲市社会福祉協議会	(1)被災者の救援及び保護 (2)災害時避難行動要支援者への支援 (3)災害ボランティアセンターの開設及び運営 (4)「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」に基づく協力
12. 出雲市総合ボランティアセンター	(1)災害ボランティアセンターの開設及び運営
13. 出雲市防災安全協会	(1)危険物等の保安措置
14. 株式会社エフエムいずも	(1)「緊急時における緊急情報放送に関する協定書」に基づく協力
15. ヤフー株式会社	(1)「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づく協力

16. 島根県隊友会	(1)「緊急事態における隊友会の協力に関する協定書」に基づく協力
17. イオンリテール株式会社	(1)「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」に基づく協力
18. 株式会社ポプラ	(1)「災害等における物資の調達に関する協定書」に基づく協力
19. アルファー食品株式会社	(1)「災害時における非常食料品の供給に関する協定書」に基づく協力
20. コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	(1)「メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書」に基づく協力
21. 出雲ホテル連絡協議会	(1)「災害時における宿泊施設の使用に関する協定書」に基づく協力
22. 山陰ヤクルト販売株式会社	(1)「災害時における自動販売機無料開放に関する協定書」に基づく協力
23. 出雲アマチュア無線クラブ	(1)「災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書」に基づく協力
24. ダイードリンク株式会社	(1)「災害時における飲料水等の提供に関する協定書」に基づく協力
25. 生活協同組合しまね	(1)「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書」に基づく協力
26. 株式会社PLANT	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
27. 株式会社ナフコ	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
28. 株式会社イズミ	(1)「災害時等における避難場所の開設及び物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
29. 株式会社ジュンテンドー	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
30. NPO法人コメリ災害対策センター	(1)「災害時における物資等の供給に関する協定書」に基づく協力
31. 日本建設機械レンタル協会	(1)「災害時等における資機材のレンタルに関する協定」に基づく協力
32. 株式会社アクティオ	(1)「災害時等における資機材のレンタルに関する協定」に基づく協力
33. 太陽建機レンタル株式会社	(1)「災害時等における資機材のレンタルに関する協定」に基づく協力
34. 鳥取県西部広域行政管理組合・玉井斎場管理組合	(1)「災害時等における仮想施設の相互応援に関する協定書」に基づく協力
35. 三光株式会社	(1)「災害時等における廃棄物処理に関する協定書」に基づく協力
36. ライオンズクラブ(出雲・平田・大社・佐田・出雲中央・斐川・出雲南・出雲レークヒル)	(1)「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」に基づく協力

第9項 陸上自衛隊出雲駐屯地

陸上自衛隊出雲駐屯地	(1)災害応急対策及び復旧対策の支援 (2)避難の援助及び遭難者等の捜索 (3)道路機能の確保、緊急援助物資の輸送等自衛隊の能力で対処可能な防災活動
------------	--

第4節 市民及び事業者の責務

大規模災害が発生した場合、公的防災機関は総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

このため、地域住民及び事業者は、「自らの安全は自らで守る」という認識に立ち、日頃から災害に対する予防措置を講ずるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導のもとに、可能な限り地域での避難誘導や応急復旧対策を実施し、地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

また、地域の事業所は、地域におけるコミュニティ組織等と綿密な連携をとり、防災活動の推進に協力するものとする。

第1項 市民の果たすべき役割

平常時	災害時
(1)防災に関する知識の習得 (2)避難場所、避難経路等の確認 (3)飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 (4)各種防災訓練への参加 (5)自主防災組織の結成	(1)正確な情報の把握及び伝達 (2)出火防止措置及び初期消火の実施 (3)適切な避難の実施 (4)組織的な応急復旧活動への参加 (5)自主防災組織等が地域で行う防災活動への協力

第2項 自主防災組織の果たすべき役割

平常時	災害時
(1)自主防災組織のリーダーの養成 (2)地域内における危険箇所の点検及び防災関係施設の確認 (3)各種防災訓練の実施 (4)防災に関する知識の普及及び啓発 (5)防災用資機材の充実及び管理 (6)地区防災組織の確立	(1)正確な情報の収集及び伝達 (2)地域住民に対する広報活動 (3)適切な避難誘導と避難所運営体制確立 (4)食料、飲料水等の救援物資の仕分け及び炊き出しの支援、協力 (5)初期消火活動 (6)初期救助活動

第3項 事業者の果たすべき役割

平常時	災害時
(1)防災組織の確立及び防災責任者の育成 (2)施設、設備の安全管理及び耐震化の促進 (3)防災訓練の実施 (4)従業員に対する防災知識の普及及び啓発	(1)正確な情報の収集及び伝達 (2)初期応急復旧対策の実施 (3)従業員及び利用者等の避難誘導 (4)ボランティア活動への理解と支援

第2章 災害予防に関する計画

◆風水害予防に関する計画

第1節 風水害予防

第1 概況

出雲市には、一級河川の斐伊川や神戸川のほか大小さまざまな河川が貫流しているが、特に斐伊川流域は、花崗岩の風化地帯で、自然流砂が多く、下流部では典型的な天井川を形成し、防災上地形的な問題を抱えている。

したがって、現在、国土交通省において河床の安定を図り、河床の急激な上昇を防止するとともに、堤体の補強工事の実施等により防災のための努力が続けられている。

また、神戸川は、水源を中国山地赤名峠に発し、出雲市に至り日本海へ注いでいるが、川幅が狭く水源状態も不安定であったため、過去にいくたび、神戸川の上流部や支川において水害が発生していた。昭和36年及び昭和39年の大災害後、これらの改良復旧が行われた結果、上流部や支川の被害は減少したものの、本流に短時間で支川の水が流入することとなり、市内神戸川の本流自体の整備が重要課題となった。

平成18年7月の豪雨災害では、神戸川流域に甚大な被害が発生し、災害関連事業も取り入れて、神戸川の暫定改修が平成24年度に完成した。

また、神戸川の来島ダムの運用については、平成18年7月豪雨災害の教訓により、「来島ダム洪水時操作等検討委員会」及び「神戸川来島ダム水利等調整委員会」での検討に基づき、ダム操作や住民への周知等について改善した。

さらに、洪水調節機能を有する神戸川の志津見ダムは、平成23年6月から運用を開始している。

また、特定多目的ダムである斐伊川の尾原ダムは、平成24年6月から運用を開始している。

平成6年5月、斐伊川放水路事業が起工され、放水路の掘削及び神戸川の改修が始められた。

平成25年6月には、斐伊川放水路が供用を開始し、長年の懸案であった出雲地域における斐伊川、神戸川流域の治水対策、洪水対策の改善が図られた。

その他、浸水地帯を抱える平田船川、湯谷川、新内藤川、赤川、塩冶赤川、十間川、高瀬川等においても、河川改修が進められており、家屋や耕作地への浸水被害対策も進んでいる。

第2 治山治水等の計画

◆道路河川維持課・建設企画課・農林基盤課・道路建設課

国土交通省出雲河川事務所・国土交通省松江国道事務所出雲維持出張所・出雲県土整備事務所・
東部農林水産振興センター出雲事務所

1. 河川改修による堤防及び護岸の補強、通水断面の拡大を必要とする箇所の早期解決及び河床の浚渫を促進する。
2. 土砂流出防止のための砂防施設及び治山施設の拡充を図る。
3. 幹線排水路の改良を促進し、農地災害の防止を図る。
4. 伐採跡地の造林事業を推進し、水源保持と一時出水を防ぐ。
5. 道路及び橋梁については、側溝及び暗渠の整備、崩土、落石危険箇所の維持補修及び対策工を実施し、災害の拡大防止と災害時の避難路としての交通確保に努める。

第3 道路の防災対策に関する事業計画

1. 農道災害防除事業(令和3年度～令和8年度予定)(農林基盤課)
災害時の避難路に供するため、農道の落石対策を実施する。

事業名	路線名	事業概要		
農村地域防災減災事業	所原農道	所原町	落石防護網工	8箇所
	高津屋農道	佐田町高津屋	落石防護網工	8箇所

2. 林道施設長寿命化対策事業(令和3年度～令和5年度予定)(農林基盤課)
災害時の避難路に供するため、林道の橋りょう改良事業を実施する。

事業名	路線名	事業概要		
山村強靱化林道整備事業	林道大月線	所原町	橋りょう改良工	20m
	林道向名線	乙立町	橋りょう改良工	59m
	林道穴見線	佐田町大呂	橋りょう改良工	20m

第4 治水に関する事業計画

1. 国直轄河川改修事業(令和5年度予定)(建設企画課:出雲河川事務所提供資料より)

事業名	事業概要
出西地区堤防整備	調査業務 N= 1式

2. 県管理河川改修事業(令和5年度予定)(建設企画課:出雲県土整備事務所提供資料より)

事業名	河川名	事業概要
防災・安全交付金事業	新内藤川	松寄下町 掘削工 L= 325m 浜町 揚水機場整備 N= 1基
	新内藤川 (午頭川工区)	長浜町 矢板護岸工 L= 100m 樋管詳細設計 N= 3箇所 橋梁詳細設計 N= 1橋
大規模特定河川事業	新内藤川 (赤川工区)	下横町・松寄下町 掘削工 L= 683m 掘削工 L=1208m 掘削工 L= 622m
	新内藤川 (塩冶赤川工区)	天神町・古志町 松下揚水機場下部工 N= 1式 松下揚水機場上部工 N= 1基 南天神揚水機場下部工 N= 1式 南天神揚水機場上部工 N= 1基 矢板護岸工 L= 185m 矢板護岸工 L= 193m 掘削工 L= 238m 掘削工 L= 200m
防災・安全交付金事業	十間川	知井宮町 護岸工 L= 100m 神西沖町 護岸詳細設計 N= 1式 神西湖環境影響調査 N= 1式 湖陵町 護岸盛土工 L= 230m 樋門工 N= 1基 湖岸堤測量調査設計 N= 1式 湖岸堤測量調査設計 L= 30m 湖陵町差海 建切撤去工 N= 1式
		五右衛門川 (高瀬川工区)
	平田船川 (平田船川工区)	西郷町 設計測量調査 N= 1式 家屋移転補償 N= 1式 掘削工 L= 150m 護岸工 L= 150m

大規模特定河川事業 県単河川緊急整備事業	平田船川 (湯谷川工区)	平田町	湯谷橋上部工	N= 1基
			取付護岸工	N= 1式
			京塚橋迂回路工	L= 214m
			京塚橋橋梁下部工	N= 2基
			京塚橋橋梁下部工	N= 1基
			工損事後調査	N= 1式
			用地物件調査	N= 1式

第5 水防計画

◆防災安全課

水害予防に関する具体的計画は、別に定める水防計画によるものとする。

第6 風害予防対策

◆水産振興課・農林基盤課・農業振興課・都市計画課

1. 海岸保全施設整備事業の促進

防護を必要とする海岸については、海岸保全区域の指定を受け、護岸工及び離岸堤等の海岸保全事業を促進する。また、飛砂対策として防風林に関しては、さらに海岸部へ向かって広げるとともに、万全な保護対策を講じる。

2. 農林業に対する風害予防

農作物を風害から守るため、県の関係機関、JA等が一体となって農業用施設等の管理指導を行うなど、適切な予防措置を講じていくものとする。

また、日常的な保育業務の推進を図るよう周知指導を行う。

3. 街路樹・公園樹木に対する風害予防

台風襲来期前に風害を受けやすい街路樹等の剪定を実施し、被害を最小限に止めるよう努める。

また、生命・財産に危険を及ぼすと危惧される樹木については、枝打ちや伐採等を行い、危険木による危害を事前に防止する。

第7 農業用ため池に関する安全対策

◆農林基盤課

1. 現況

出雲市には約1400箇所余りの農業用ため池が存在しており、県内の約3割が本市に存在している。また、それらの多くは築造年代が古く、老朽化しているものもあり、豪雨や地震等により決壊した場合に、下流の家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがある。

令和元年5月、防災重点農業用ため池について、新たな基準により206箇所を再選定した。

令和元年7月には「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、令和2年10月には「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」がそれぞれ施行され、ため池管理にかかる各機関や所有者(又は管理者)の責務が法律によって示され、令和12年度までの10年間で防災重点農業用ため池に係る防災減災対策を集中的に実施する方針が決められた。

市は、防災減災対策の実施状況に応じて、防災重点農業用ため池の見直しを行う。

また、令和3年1月からは、「しまねため池保全管理サポートセンター」が開設され、ため池管理者からの保全管理に関する相談や問合せ対応の窓口となる。

2. 対策

農業用ため池は、決壊した場合、下流に与える影響が大きいいため適正な管理が求められることから、島根県や「しまねため池保全管理サポートセンター」と連携しながら、防災重点農業用ため池を中心に監視・管理体制の強化を図り、安全性に不安のあるため池については、地元管理者等との調整のうえ、抜本的な改修及び減災対策を実施していく。

なお、住民への避難行動につなげる対策として、防災重点農業用ため池をハザードマップ等で周知を図るとともに、耐震・老朽度の点検・調査等の結果により優先順位をつけ計画的にため池の防災減災対策を講ずる。

第2節 急傾斜地崩壊(地すべり)災害予防

第1 概況

出雲市の山間地帯は、花崗岩風化土や第三系の溶岩等が多く比較的にもろい土質である。ひとたび豪雨に見舞われると大きな被害を引き起こす可能性があり、過去の集中豪雨においては、山間地帯のいたるところでがけ崩れ、土砂崩れが発生し、大きな惨事を引き起こしたことから、この予防対策はきわめて重要である。

第2 防災対策

◆防災安全課・建設企画課・出雲県土整備事務所

1. 急傾斜地崩壊(地すべり)災害に対する措置

平成18年度に島根県が土砂災害防止法に基づき、急傾斜地崩壊の危険のある区域を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」として出雲・平田地域で指定し、平成19年度には佐田・多伎・湖陵・大社地域で指定を行った。市は「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」について、住民への周知(ハザードマップの全戸配付)を行った。平成20年度～平成23年度、市内全域において、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある

と認められる区域「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」の調査が行われた。

出雲市については、平成30年度に市内全域71箇所でレッドゾーン指定に向けた説明会を開催し、島根県は、平成31年3月にレッドゾーン指定を行った。

市は、平成30年7月及び令和3年8月にレッドゾーンを示したハザードマップを市内全戸・全事業所に配布し、住民への周知に努めている。

また、急傾斜地(地すべり地帯)の崩壊による災害を未然に防止するため、危険箇所等の予防査察を実施し、調査の結果に基づいて防災上重要なものから順次「急傾斜崩壊危険区域」に指定して、行為制限、防災工事、山地災害対策として治山事業等の実施を促進するとともに、住民に対して危険箇所の周知と防災知識の普及を図る。

さらに、「土砂災害警戒(危険度)情報」、「島根県総合防災情報システム」及び「土砂災害予警報システム」の活用を図り、地すべり予防に関する情報を迅速かつ的確に収集、判断していくとともに、地すべり危険箇所及び急傾斜崩壊危険箇所区域内の著しく危険な住宅に対しては、がけ地近接危険住宅移転事業等により、移転促進を図っていくものとする。

2. 急傾斜地崩壊(地すべり)災害による被害の拡大防止

急傾斜地崩壊(地すべり)災害の生じた地域においては、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合、各施設管理者、市は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

3. 警戒避難体制

- (1) 情報の収集、災害に関する予報又は警告の発令若しくは伝達の明確化
- (2) 土砂災害緊急情報に基づく、避難指示等の伝達、避難方法等警戒体制の確立

4. 土砂災害(急傾斜地:地すべり) 警戒・避難指示等の判断基準

警戒レベル	区分	発令基準
3	高齢者等避難	①大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ②土砂災害危険度情報により「警報」、「3時間以内に基準値超過」が発表されたとき ③土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合 ④警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

4	避難指示	①土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ③土砂災害危険度情報により「2時間以内に基準値超過」、「1時間以内に基準値超過」、「すでに基準超過」が発表されたとき ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ⑥土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
5	緊急安全確保	①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の発生が確認された場合
注意事項		・具体的な発令対象区域については、場所等が住民にわかりやすい区域設定が重要である。土砂災害に関するメッシュ情報等を参考にし、コミュニティセンター単位や町名単位等、適切な範囲で区域設定を行う。

5. 危険区域 土砂災害警戒区域等(附属資料P90)

第3節 土石流災害予防

第1 概況

土石流は、山間の谷間の溪流に堆積された多量の岩石や土砂が、豪雨による流水などの衝撃によって一瞬の間に谷沿いに流下することにより発生する。出雲市においても過去に昭和36年及び39年の集中豪雨、あるいは平成9年の布勢川流域災害に象徴されるように、北部山間地帯に多く発生し、相当な被害を被っていることから、この予防対策を検討し、被害の軽減を図ることが必要である。

第2 防災対策

◆防災安全課・建設企画課・出雲県土整備事務所

1. 土石流に対する措置

平成18年度に土砂災害と同様に土石流の危険のある区域を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」として島根県が指定を行い、市は住民への周知を行うとともに警戒避難体制の確立を図ってきた。

また、平成20年度～平成23年度、市内全域において、建築物に損壊が生じ住民等の生命

又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」の調査が行われた。

出雲市については、平成30年度に市内全域71箇所で開催されたレッドゾーン指定に向けた説明会を開催し、島根県は、平成31年3月にレッドゾーン指定を行った。

市は、平成30年7月及び令和3年8月にレッドゾーンを示したハザードマップを市内全戸・全事業所に配布し、住民への周知に努めている。

また、土石流に対する災害を防止するため、防災上必要なものから順次砂防指定地としての指定を受け、行為制限、砂防工事の実施を促進するとともに、土石流危険渓流の周知と防災知識の普及を図る。

さらに、渓流の浸食が進み土砂流出のおそれがある渓流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策としての治山事業とあわせ森林整備を一体的に行うよう関係機関と連携して整備にあたる。

2. 土石流災害に対する被害の拡大防止

土石流災害の生じた地域においては、降雨継続等により引き続き土石流等が懸念される場合、各施設管理者、市は、危険個所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な防止措置を講じる。また、土石流災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

3. 警戒避難体制

- (1) 情報の収集、災害に関する予報又は警告の発令若しくは伝達の明確化
- (2) 土砂災害緊急情報に基づく、避難指示の伝達、避難方法等警戒体制の確立

4. 土砂災害(土石流) 警戒・避難指示等の判断基準

P3-12、4. 土砂災害(急傾斜地:地すべり)警戒・避難指示等の判断基準に準ずる。

5. 危険区域 土砂災害警戒区域(土石流)(附属資料P90)

◆地震災害予防に関する計画

第4節 地震災害予防

第1 概況

出雲市の居住地の大部分を占める平野地帯は、いわゆる地質学的弱線地帯や鋭敏性粘土の厚い沖積地帯となっており、ひとたび強い地震に見舞われると大きな被害を出す可能性がある。

また、北山山系の地質は、重粘土かもろい岩石地帯であり、地域全体がほとんど地すべり危険地帯の指定を受けていることから、強い地震に見舞われると大きな被害が予想されるとともに、孤立集落が発生することも考えられる。

これらへの対策は極めて重要であるものの、地震の予知は現段階では困難である。そのため、震災予防対策としては、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、建造物・構造物の耐震対策強化の促進、既設構造物の再点検、特にブロック塀等の倒壊防止対策を図るとともに、地震発生時における消火対策、人命の救出・救助対策、避難対応などの応急対策を検討し、被害の軽減及び応急措置の円滑化を図る。

第2 想定される地震

「島根県地震・津波被害想定調査 報告書」(平成30年3月)による想定される地震は下記のとおりである。

想定される地震一覧表

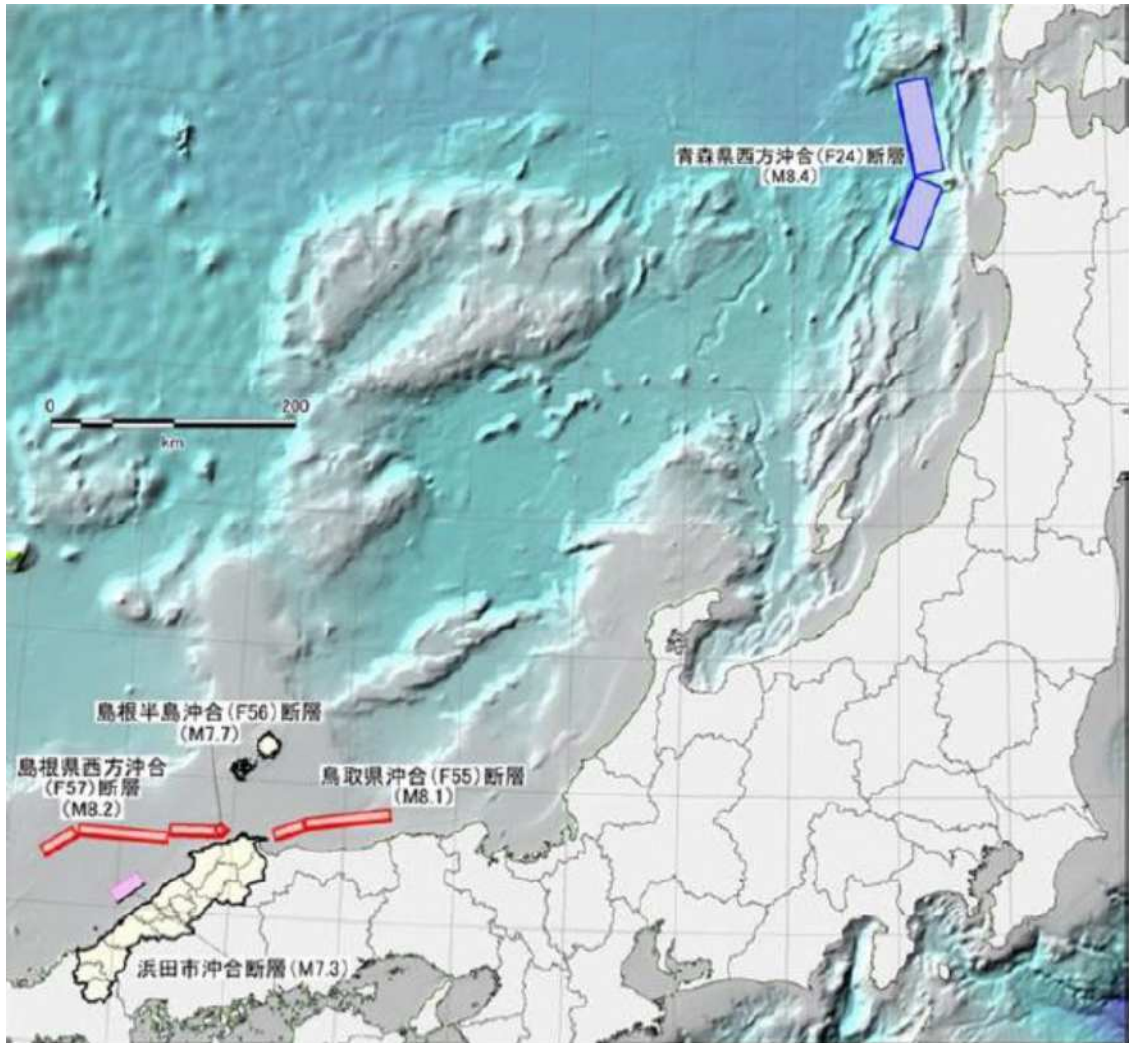
陸域の地震箇所と規模	海域の地震箇所と規模
宍道断層 (M 7 . 1)	青森県西方沖合(F24)(M8.4)
宍道湖南方 (M 7 . 3)	鳥取県沖合 (F 5 5) (M 8 . 1)
大田市西南方 (M 7 . 3)	島根半島沖合 (F 5 6) (M 7 . 7)
浜田市沿岸 (M 7 . 3)	島根県西方沖合 (F 5 7) (M 8 . 2)
弥栄断層帯 (M 7 . 6)	浜田市沖合 (M 7 . 3)



地震動想定対象地震の断層位置図 (島根県地震・津波被害想定調査報告書から抜粋)

第3 地震に伴う津波の想定

出雲市においては、下記の5つの断層を海域の想定対象地震としている。



想定地震の断層位置（島根県地震津波被害想定調査から抜粋）

出雲市における津波の想定

	最短津波到達時間	最大波到達時間	津波最高水位 (m)	代表地点
青森県西方沖合 (F24) 断層	2 時間 9 分	2 時間 52 分	2.99	釜浦漁港
鳥取県沖合 (F55) 断層	35 分	1 時間 39 分	1.40	釜浦漁港
島根半島沖合 (F56) 断層	5 分	20 分	4.45	河下港
島根県西方沖合 (F57) 断層	15 分	46 分	2.04	大社漁港
浜田市沖合断層	—	1 時間 28 分	1.25	大社漁港

※島根県地震・津波被害想定調査から抜粋

※津波最短到達時間

津波注意報の基準である水位変化が±20cm 以上となった時間を津波の到達時間とする。

第4 地震・津波により想定される被害想定

表 出雲市において想定される被害想定結果

①陸地での地震の場合 その1

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南	大田市 西南方	浜田市 沿岸	弥 栄 断層帯
斜面・ ため池	斜面崩壊	危険性が高い急 傾斜地(箇所)	0	2	4	0	0
		危険性が高い地 すべり地(箇所)	28	23	12	0	0
	ため池危険 度	危険性が高いた め池(箇所)	0	0	0	0	0
建物	揺れによる 被害	全壊数(棟)	2	4	3	0	0
		半壊数(棟)	61	127	57	0	1
	液状化に よる 被害	全壊数(棟)	224	401	159	0	0
		半壊数(棟)	646	1,159	462	0	0
	急傾斜地 崩壊による 被害	全壊数(棟)	1	2	3	0	0
		半壊数(棟)	3	6	7	0	0
	津波による 被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	227	407	165	0	0
		半壊数(棟)	710	1,292	526	0	1
地震火災	全出火 (冬18時)	全出火件数(件)	0	0	0	0	0
人的被害 (冬) 5時	建物倒壊に よる 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	2	5	2	0	0
	急傾斜地 崩壊による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	2	3	4	0	0
	屋内収容物 転倒による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	3	1	0	0
	ブロック塀 倒壊による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	0	0	0	0	0
	津波による 死傷者	死者数(人)	想定なし				
	火災による 死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	0	0	0	0	0
	被害合計	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	5	11	7	0	0

①陸地での地震の場合 その2

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南	大田市 西南方	浜田市 沿岸	弥 栄 断層帯
ライフ ライン	水 道	断水世帯数(1日 後)	400	666	437	0	12
	下 水 道	影響人口(人)	487	722	714	84	224
	通 信	不通回線数(件)	0	2	8	0	0
	電 力	停電件数(件)	0	9	8	0	0
	都 市 ガ ス	供給支障件数 (件)	0	0	0	0	0
	L P ガ ス	供給支障件数 (件)	0	0	0	0	0
生活 支障等	避 難 者	避難者数(人) (1日～3日後)	762	1,317	675	13	26
	帰 宅 困 難 者	市内(人)	6,287				
	食 料 不 足	食料(食/人) 1日に必要な食 料数	2,744	4,740	2,429	46	95
	震 災 廃 棄 物	発生量(千トン)	44	72	33	0	0
	エレベータ停止	停止台数(基)	161	168	156	49	66
	孤立集落の発生	孤立の恐れがあ る地区(地区)	0	0	0	0	0

②海域での地震の場合 その1

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西方 沖合(F24)	鳥取県沖合 (F55)	島根半島沖 合(F56)	島根県西方 沖合(F57)	浜田市 沖 合
斜面・ ため池	斜面崩壊	危険性が高い 急傾斜地 (箇所)	—	0	61	19	0
		危険性が高い 地すべり地 (箇所)	—	6	121	56	0
	ため池危険度	危険性が高い ため池 (箇所)	—	0	1	0	0
建物	揺れによる 被害	全壊数(棟)	—	38	7,753	1,285	0
		半壊数(棟)	—	1,402	26,804	12,461	1
	液状化による 被害	全壊数(棟)	—	162	669	592	5
		半壊数(棟)	—	460	1,861	1,668	14
	急傾斜地崩壊 による被害	全壊数(棟)	—	0	130	24	0
		半壊数(棟)	—	0	304	57	0
	津波による 被害	全壊数(棟)	6	0	91	0	0
		半壊数(棟)	12	0	220	0	0
被害合計	全壊数(棟)	6	200	8,643	1,901	5	
	半壊数(棟)	12	1,862	29,189	14,186	15	
地震火災	全出火 (冬18時)	全出火件数 (件)	—	0	73	18	0
人的被害 (冬) 5時	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	—	0	119	18	0
		負傷者数(人)	—	56	1,538	579	0
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)	—	0	9	2	0
		負傷者数(人)	—	0	112	21	0
	屋内収容物 転倒による 死傷者	死者数(人)	—	0	2	1	0
		負傷者数(人)	—	3	30	16	0
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)	—	0	0	0	0
		負傷者数(人)	—	0	0	0	0
	津波による 死傷者数	死者数(人)	0	0	42	0	0
	火災による 死傷者	死者数(人)	—	0	31	0	0
		負傷者数(人)	—	0	106	0	0
	被害合計	死者数(人)		0	203	21	0
負傷者数(人)			59	1,786	616	0	

②海域での地震の場合 その2

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西 方沖合 (F24)	鳥取県沖 合 (F55)	島根半島 沖合(F56)	島根県西 方沖合 (F57)	浜田市 沖合
ライフ ライン	水道	断水世帯数 (1日後)	—	3,987	27,020	15,090	17
	下水道	影響人口(人)	—	1,470	5,302	3,137	241
	通信	不通回線数 (件)	—	9	7,952	3,056	0
	電力	停電件数(件)	—	14	10,476	3,300	0
	都市ガス	供給支障件数 (件)	—	0	5,865	0	0
	L P ガス	供給支障件数 (件)	—	0	178	14	0
生活支障 等	避難者	避難者数(人) (1日～3日後)	330	3,864	37,291	18,039	51
	帰宅困難者	市内(人)	6,287				
	食料不足	食料(食/人) 1日に必要な 食料数	1,188	13,911	134,247	64,939	182
	震災廃棄物	発生量 (千トン)	71	77	671	559	1
	エレベータ 停止	停止台数(基)	—	134	234	219	109
	孤立集落 の発生	孤立の恐れが ある地区 (地区)	0	0	9	0	0

※被害想定は島根県地震被害想定調査より抜粋

※被害想定時間(火災は夕食を作る時間帯18時・人的被害は人が最も自宅にいる時間帯5時)

※ため池危険度は「総貯水量5,000t以上かつ被害想定戸数10戸以上」を対象として島根県が調査を実施した結果による

震度による揺れ方

	震度 0	人は揺れを感じない。
	震度 1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
	震度 2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。
	震度 3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。
	震度 4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
	震度 5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。
	震度 5強	非常な恐怖を感じる。行動に支障を感じる。
	震度 6弱	立っていることが困難になる。
	震度 6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
	震度 7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。

消防庁 地震防災マニュアルより

第5 職員の参集等

職員は、テレビ・ラジオや防災メール等の様々な手段で地震情報を認知し、緊急事態の発生あるいはそのおそれがあると判断したときは、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁するものとするが、必要に応じて電話等により個別に招集を行う。

災害による交通のしゃ断等のため所属する課に登庁することが困難な場合には、参集可能な最寄りの行政センターに登庁し、申告のうえ当該行政センターの長の指揮下に入るものとする。

当該行政センターの長は、職員の所属、氏名、参集時間等を確認のうえ、災害対策に従事させるものとする。(消防本部を除く。)

第6 都市基盤の整備

◆都市計画課・建築住宅課・建設企画課・農林基盤課・道路河川維持課・道路建設課・消防本部・上下水道局・国土交通省出雲河川事務所・国土交通省松江国道事務所出雲維持出張所・東部県民センター出雲事務所・出雲県土整備事務所・東部農林水産振興センター出雲事務所・中国電力ネットワーク(株)出雲ネットワークセンター・中国電力ネットワーク(株)出雲ネットワークセンター渡橋町事務所・西日本電信電話(株)島根支店・出雲ガス(株)・島根県LPガス協会出雲支部

1. 市街地の防災構造化

(1) 密集市街地の解消

① 狭隘道路の改善

密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭隘道路の改善を図るため、地域の実情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の区画道路の確保を目指す。

② 建築物の共同化・高層化

低層の密集市街地においては、老朽化の進んでいる建築物を中心に、共同建て替え等を促進し、土地の高度利用化を進め、防災上有効に機能する道路の確保を目指す。

(2) 市街地の不燃化の促進

① 建築物の不燃化

大規模災害時の大火災を防止するうえでは、建築物の不燃化を推進する必要がある。このため、防火地域及び準防火地域の指定区域外において、屋根の不燃化区域を設けるとともに、建築確認申請時における防火推進を指導する。

② 延焼遮断帯の整備

老朽化した木造建築物等が密集する市街地を中心として、耐火建築物、準耐火建築物等の誘導を図る。また、地震等の災害時においては避難場所あるいは延焼遮断帯として役割を果たす、幅員6m以上の道路、水面や公園等のオープンスペース等を確保するなど災害

に強い街づくりを進める。

2. 地盤災害の防止策の推進

(1) 治山・砂防等の対策

地震に伴う山崩れ、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を防止するため、県や関係機関による区域指定と対策工事の実施を推進し、保全対象の安全確保を図るとともに、住民に対する危険箇所の周知による啓発活動に努める。

(2) がけ地近接危険住宅等の対策

建築基準法による建築確認等の審査や指導監督を通じて、県や関係機関と連携しながら建築物の災害防止を推進する。更にながけ地近接危険住宅等移転事業等の活用により、危険住宅の解消に努める。

(3) 土地利用の適正化

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画、都市計画法に基づく都市計画区域の指定、用途地域の決定等、個別法令による安全かつ適正な土地利用への誘導規制を実施する。

(4) 地盤の液状化対策

土木構造物や建築物、地下埋設物については、地盤改良や支持杭の耐力増強、可とう性継ぎ手による管接続などの液状化対策を実施するよう指導するとともに、住民や関連事業者に対する液状化の危険性の周知と施工方法等に関する普及啓発に努める。

3. 建築物等の耐震性の確保

(1) 公共建築物等の耐震性の強化

市庁舎、医療関係施設、教育関係施設、社会福祉施設等災害時の拠点となる施設や避難・救護に必要な施設を整備する場合は、施設の防災上の重要度に応じた耐震性能の目標値を定め、建築計画・構造・設備面から総括的な耐震安全性能を確保するよう努める。

また、平成30年3月策定の出雲市建築物耐震改修促進計画に基づき既存建物のうち、不特定多数の利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、地震発生時における安全性の向上を図るため、必要に応じて耐震診断を行うなどして、施設更新の時期等を勘案しながら、計画的に耐震性の強化・確保に努める。

(2) 一般建築物等の耐震性強化の促進

出雲市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅については、耐震診断、補強計画、耐震改修及び除却に関する補助制度を活用し、耐震化の促進を図る。

耐震診断・耐震改修及び建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のため、耐震化

率の低い地域を重点的に、自治会や職場単位で耐震対策出前講座を開催する。

また、地域の危険度マップを活用し地震リスクの周知と意識啓発を行う。

緊急輸送道路のうち、避難路等として重要な路線沿いの建築物に対しては、耐震診断を義務付けるとともに、建築物の所有者への補助制度を活用し、診断・改修費用の負担軽減を図る。

(3) 屋外広告物等の落下防止

地震等の発生により、屋外広告塔や看板、街路灯、道路標識類などが落下または飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、施設の管理者等に対し、点検、補修、補強等の落下防止対策を実施するよう普及・啓発に努める。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀等の施設管理者に対しては、点検、補強等に努めるよう指導するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀、石垣等については、生垣やフェンス等の倒壊の危険性の低い工作物への転換を促す。

一方、ブロック塀等の施工関係事業者に対しては、施工方法や補強方法等に関する安全指導を徹底する。

4. 河川海岸施設・ため池施設の整備

堤防等河川海岸等の構造物あるいはため池等については、県や関係機関と協力しながら、補強、改修等を実施し、破損・決壊等を未然に防止する対策を講じるよう努める。また、ため池管理者等に対し、施設の安全管理と災害予防措置の実施に関して、啓発を行うとともに、地元管理体制の整備に努める。

5. 交通ネットワークの整備

(1) 幹線道路の整備

大規模地震災害時における広域的な災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、都市計画道路等の幹線道路及び高速道路インターチェンジ等の交通拠点へアクセスする重要路線について計画的な整備推進を図り、骨格的な幹線道路網の形成を促進する。

(2) 防災上重要な道路改良の実施

災害非常時における緊急交通や輸送のための重要な道路については、狭隘区間の拡幅等を実施するなど、輸送の円滑化を図るとともに、延焼遮断帯としての機能を付加させることにより、防災上の重要道路として位置づける。

(3) 橋梁等の安全対策の実施

災害非常時の消防・救急活動の妨げとならないよう、道路改良とともに、橋梁や落石等通

行危険箇所について、パトロールを実施し、緊急性の高い箇所から計画的に必要な対策を講じるとともに、加えて定期点検を実施する。

更に、道路法施行規則の改正に伴い、橋梁などの道路構造物については、5年に1回の頻度で点検を実施し、必要に応じて補修等の対策を講ずる。

(4) 鉄道施設の改良強化

路線構造物等の施設については、設計基準等によって耐震設計がなされているが、日常的な点検等の実施により、補強あるいは取替え等を計画的に進める。

更に、非常通信設備の整備、災害復旧用資機材の確保、防災教育訓練の実施等に努め、安全輸送の確保に努める。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場の整備

大規模地震発生時における消防・救急活動や、空路による緊急物資輸送体制の確保のため、市内にヘリコプターの臨時離着陸場(附属資料P68)を確保する。

6. 危険物施設等の安全対策の推進

(1) 危険物施設

① 危険物施設の保全と耐震性の強化

危険物取り扱い事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震性の強化に積極的に取り組み、危険物の災害予防に万全を期すよう努める。

② 保安体制の確立

危険物取り扱い事業所等は、自主的保安体制の確立、事業所相互の協力体制の確立、住民安全対策の実施等必要な保安対策を実施する。

③ 危険物施設に対する監督指導

消防本部は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立ち入り検査等を行い、危険物施設に対する指導監督を行う。

(2) 高圧ガス・火薬類施設

① 施設の保全

高圧ガス及び火薬類取り扱い事業所等は、高圧ガス取締法あるいは火薬類取締法、武器等製造法に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、必要に応じて耐震性の強化に努める。

② 保安体制の確立

事業所における防災体制の整備、防災資機材の整備、保安教育の実施、防災訓練等を

行い、保安対策を実施する。

(3) 毒物・劇物施設

① 監督指導の強化

消防本部は、消防法に基づく届出に対する審査を行い、基準に適合しない施設等に関しては、直ちに改善をさせるなど指導強化に努める。

② 保安対策

消防本部は、毒物・劇物取り扱い事業所に対し、毒物・劇物等によって住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めたととき、直ちに保健所、警察機関等へ届けるとともに、危険防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

また、毒物・劇物取り扱い事業所は、緊急連絡、除去活動、資材確保、治療方法等に関するマニュアルを作成するなどし、緊急非常時における活動体制について万全を期すものとする。

(4) 放射性物質取り扱い施設

① 施設の保全と耐震性の強化

放射性物質取り扱い事業所等は、関係法令の規定に基づき、使用施設、貯蔵施設、排気施設等の構造や定期点検の実施等の保安基準を遵守するとともに、必要に応じて施設等の耐震性の強化に努める。

② 保安対策

放射性物質取り扱い事業所等は、次に掲げる保安対策等を実施する。

ア. 放射線による被曝予防対策の推進

イ. 施設等における放射線量の把握

ウ. 自衛防御体制の確立

エ. 通報体制の整備

オ. 業務従事者への防災教育・訓練の実施

7. ライフライン施設対策の推進

(1) 上水道

① 施設の耐震化等の整備

重要施設である浄水・配水施設の耐震化を図るとともに、応急給水確保のため配水池への緊急遮断弁の設置や緊急貯水槽の整備等を行い、貯留水の確保を図る。

また、水道管破損等による被害を最小限に抑えるため、老朽化が進行し耐震性の低い管路について耐震性を有する管材により布設替を行う。

② バックアップ機能の強化

断水等による影響が大きい水道施設には、停電時にも水道水を供給できるよう自家用発電設備を整備する。

また、防災上の拠点施設への供給ラインについては、管路の複線化・配水系統間の相互融通を行うための管路を整備し、バックアップ機能を強化する。

③ 応急給水体制の充実

災害時の迅速な対応を行うため、給水タンク車や給水用ポリ袋等の応急給水資機材の整備や、災害対応訓練を実施し速やかに応急給水ができる体制を充実させる。

④ 相互応援体制の整備

大規模地震発生時においては、広域的な応急給水活動が必要となるため、社団法人日本水道協会等との連携体制を整備する。

(2) 下水道

① 施設の耐震化

下水道施設に関しては、処理場、ポンプ場等の施設の耐震性向上を図るとともに、非常用電源の整備や冷却水の確保に努める。

② 相互応援体制の整備

大規模地震発生時においては、応急復旧活動が広域的に展開されることに備え、宍道湖西部浄化センターや社団法人日本下水道協会等との連携体制を整備する。

(3) 電気通信

① 施設の整備

電気通信施設の耐震診断の実施や補強等による耐震性の向上を図る。

② 防災訓練の実施

災害非常時における情報伝達訓練や被害復旧訓練を総合的あるいは部門的に実施するとともに、災害復旧用資機材の調達体制、他の電気通信事業者との相互応援協力体制の整備に努める。

(4) 都市ガス

① 防災システムの強化

ア. 耐震耐食型ガス導管の採用と経年ガス導管の取替えを計画的に実施する。

イ. 市内ガス導管のブロック化による地域別早期対応を図る。

ウ. 感震型マイコンメーターと安全型ガス器具の普及促進を図る。

② 防災体制の整備

災害発生時における非常体制の確立、情報収集、他の機関との連携等について、必要な教育を実施するとともに、定期的に防災体制の見直しを実施する。

(5) プロパンガス

① 防災システムの強化

ア. 充填所、消費者設備等の耐震性の向上を図る。

イ. マイコンメーターあるいはセーフティメーターの導入によるガス漏れ防止措置を講ずる。

② 供給体制の確立

プロパンガスは、大規模地震が発生した場合においても、他のライフラインより比較的短期間での供給開始が可能である特性を有する。よって、これに対応するバックアップ体制及び広域的プロパンガス供給体制の充実を図る。

第7 災害対応システムの整備

◆防災安全課・人事課・消防本部

1. 災害応急活動体制の整備

(1) 組織体制(初動体制)の確立

震災発生時における職員の緊急対応については、第3章第1節及び第2節に定めるところによるが、交通網及び交通機関の途絶、職員及び職員の家族の被災等、参集が困難な場合に備えて、臨機応変に災害応急対策が実施できる代替措置あるいは補完措置を確立する必要がある。

(2) 災害対策実施要領(災害対応マニュアル)の整備

災害応急対策に関する実施内容については、第3章第1節に定める事務分掌によることとするが、各班の実情に応じた活動内容を具体的なマニュアルとして整備し、各職員に周知徹底させる。

2. 防災拠点機能の整備

(1) 消防本部における防災センター機能及び防災拠点施設としての消防署の整備

本市全体としての防災センター的機能を消防本部に整備し、地域の防災拠点施設としての機能を5署2分署(出雲消防署本署、出雲消防署佐田分署、出雲西消防署本署、出雲西消防署多伎分署、平田消防署、大社消防署及び斐川消防署)に整備する。防災センター及び防災拠点が備えるべき機能は次のとおり。

平常時	災害非常時
<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識啓発機能 防災に関する展示、体験、研修 ・災害応急対策用物資等の備蓄 救助、救急用資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部(市庁舎)の代替機能 通信施設、本部施設のスペース確保 ・消防本部(署)、消防団、自主防災組織が 実施する災害応急活動の拠点

(2) コミュニティ防災センターの整備

各地区コミュニティセンター等の既存公共的施設を利用して市内各地域の防災活動拠点を整備する。コミュニティ防災センターとしての機能は次のとおり。

平常時	災害非常時
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の地域活動拠点機能 防災に関する研修、訓練 ・災害応急対策用物資等の備蓄 災害時非常用食料備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区災害対策本部機能 情報収集、広報活動、救出・救護 避難誘導、初期消火活動等 災害時特設公衆電話の開設

3. 防災情報伝達手段の整備

市民への防災情報の伝達媒体として、あらゆる災害時においても確実性の高い固定系デジタル式防災行政無線について、平成23年度末に佐田地域、多伎地域、平成24年度には湖陵地域及び出雲地域南部4地区(上津地区、稗原地区、朝山地区及び乙立地区)に、屋外拡声子局及び戸別受信機を整備した。

平成25年度には平田音声告知放送と合わせて全国瞬時警報システム(J-ALERT)と接続し、平成26年度には斐川地域防災行政無線を一斉に送れるよう統合卓の改修を行い、そして平成29年6月に出雲地域平野部、平田地域、大社地域に屋外拡声子局を整備し、屋外拡声子局については、市内全域の整備が完了した。

令和2年度には、斐川地域のアナログ式防災行政無線をデジタル式に更新するとともに、戸別受信機の未整備地域(出雲地域平野部、平田地域、大社地域)の整備を行い、戸別受信機の整備エリアを市内全域に拡大した。

また、防災行政無線以外の手段として、協定に基づくコミュニティエフエム放送(エフエムいずも)への割り込み放送、緊急速報メール(エリアメール)、あらかじめメールアドレスを登録することで防災情報を受信できる「いずも防災メール」、SNS(ツイッター・フェイスブック・LINE)、ケーブルテレビでのL字放送等による緊急情報伝達を行うほか、既存の有線系媒体を含めた効率的な緊急情報伝達システムの整備を進めていく。

※平成 25 年 4 月 11 日から運用開始 J-ALERT設定状態(主な項目)

大分類	中分類	小分類	同報無線起動
国民保護関係情報	武力攻撃	武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃)攻撃対象地域	自動
		武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃)攻撃対象地域	
		弾道ミサイル攻撃に係る警報 攻撃地域	
		緊急処理事態における警報 (大規模テロ)攻撃対象地域	
緊急地震速報	緊急地震速報	推定震度3以下	手動
		推定震度4～推定震度7	自動
地震津波情報	津波予報	大津波警報	自動
		津波警報	自動
		津波注意報	自動
	震度速報	震度3以下	手動
震度4～震度7		自動	
特別警報	特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪、津波、火山噴火、地震	自動
気象警報	気象警報	大雨、大雪、暴風雪、高潮、洪水、波浪、暴風	自動
気象注意報	気象注意報	大雨、強風、風雪、着雪、大雪、高潮、洪水、波浪	手動
気象情報	気象情報	土砂災害警戒情報	自動
	気象情報	竜巻注意情報	手動

第8 地震に対する知識の普及

◆防災安全課・教育部

地震災害予防対策は、人的被害の防止が最優先であり、その被害を最小限にとどめることが、何よりも重要である。

したがって、地震の発生直後における基本対策について、平素から、あらゆる手段・方法によって知識の普及・徹底を図ることがきわめて重要である。

また、職場における防災体制を確立するため、防災教育の徹底を図る。

1. 学校教育・各種活動団体

学校教育において防災知識に関する項目を取りあげるほか、防災訓練あるいは各種防災行事の実施により、防災上必要な知識の普及に努める。

また、女性の会活動、老人会活動あるいは職域団体活動を利用して、地震に関する知識の普及を図るとともに、家具等の固定器具の利用等、屋内の安全性の向上に関する啓発を行うなど、自らの震災に対応する姿勢を見つめ直す機会を設ける。

2. 住民

市広報紙による震災に対する情報・知識等の啓発、市ホームページ及びケーブルテレビによる防災関連情報の提供を積極的に実施する。

3. 職員

災害対策本部の組織及び事務分掌について十分認識し、災害の種別に応じた具体的にとるべき行動に関する知識、判断力等を培うよう努める。

第9 学校等における防災体制・避難体制の確立

◆教育部・保育幼稚園課・防災安全課

学校等においては、多数の幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」)を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てるよう指導する。

1 防災体制の確立

(1)防災計画

地震災害が発生した場合に児童生徒等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制(児童生徒等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等)、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童生徒等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

沿岸部にある学校等においては、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童生徒等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広

報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(2) 防災組織

学校等においては、様々な場面を想定した教職員の参集体制、地震発生直後の初動体制、応急教育の立案・実施、避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(3) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

① 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

② 安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

(4) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

2 避難誘導

学校は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童生徒等の行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童生徒等に避難方法・避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

3 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

4 その他

私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。